

2020（令和2）年 3月 31日

日本災害復興学会 2018年度研究会
活動実績報告書

<研究会名称>

| |
|-------------|
| 首都直下地震復興研究会 |
|-------------|

| | |
|-------|-------|
| 代表者 | 中林 一樹 |
| 企画分担者 | 大矢根 淳 |
| | 加藤 孝明 |
| | 佐藤 慶一 |
| | 佐々木晶二 |
| | 所澤信一郎 |
| | 野呂 雅之 |

<添付資料>

- ・活動に関する資料（パンフレット等）がございましたら、添付のうえご提出願います。

1. 本助成により実施した研究活動の全体概要

本助成により実施した研究活動のアウトラインを記入してください。なお、各項目における記入方法は、上段には概要を箇条書きで2行程度にまとめていただき、下段には、その内容を記入してください。

| |
|--|
| <p>【課題、目的】 この研究活動を行った動機や目的を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震特有の生活再建課題，復興課題を明らかにする。 ・それに対応する復興施策を検討し，提言する |
| <p>阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震と、復興に多大な尽力が求められてきた地震災害が連続しているにも拘らず、災害復興の課題は増大することはあっても軽減していない。30年以内に80%の発生確率とも言われる首都直下地震は、首都の被災であり、被害規模も既往の被災をはるかに超える事態も想定されおり、事前防災、事前減災の取り組みとともに、その復興を適切かつ迅速に実行するためには、事前に検討しておくべき課題は山積している。本研究会は、日本災害復興学会の「公募研究会」として2018-19年度の2年間設置し、首都直下地震からの復興のあり方を検討し、その成果を提言に取りまとめることを目指す。</p> |

| |
|--|
| <p>【実施方法、内容】 この研究活動の実施方法、内容を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師を招き報告と参加者による議論で課題を深めるとともに、課題の可決の方向等を討議する。 ・隔月の18：00～20：00に、関西学院大学東京キャンパス・明治大学で公開研究会を開催する。 |
| <p>第一回研究会で、首都直下地震の復興課題を提起整理し、研究会で順次取り上げることにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 首都復興のタイムライン（復興スケジュール）とそのボトルネック b) 首都復興の「地獄絵」と「極楽絵」—首都復興の被災10年後の目標像：の失敗と成功— c) 超・超高齢社会—生活基盤の脆弱化—の被災と生活復興：医療・健康・生活・生き甲斐 d) 人口減少時代の木造住宅密集市街地の都市復興目標—コンパクト化と基盤整備水準— e) 大都市の土地問題—地籍調査未施行市街・所有者不明土地・空家—と復興課題 f) 復興時の土地問題—被災地短期借地減の復興時の用地問題— g) 首都復興体制の課題—東日本復興庁の常設化：大規模災害復興の知見継承と事前復興— h) 海外の復興事例の比較研究 i) 首都直下地震でのメディアの役割—災害対応・復旧・復興期に誰に何を伝えるのか— j) 復興における国・都県連携・区市連携 <p>などを踏まえて、参加者の意向も踏まえつつ、以下の研究会を開催した。</p> <p>2018年 5月23日①災害復興に係る法律改正案の概要（佐々木晶二：元内閣府・元国交省） 9月19日②木造密集市街地の都市復興事業論～糸魚川大火復興の視角～（太田亘：糸魚川市・UR） 10月17日③＜避難・疎開研究会・巨大災害避難研究分科会と合同開催＞ 被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員派遣に関する報告（木本光彌：総務省） 被災者支援システムの概要と運用状況について江崎哲弘（地方公共団体情報システム機構） 11月21日④人口減少高齢社会時代の都市復興ビジョン—地獄絵と極楽絵—（ワークショップ） （ワークショップ※出席者少数の為休会となり、メーリングリスト上で開催）</p> <p>2019年 1月16日⑤首都圏における仮設住宅の課題と方向（佐藤慶一） 3月20日⑥首都直下地震で高齢者はどのように復興するのか —東日本大震災の津波被災高齢者の復興過程と復興感に学ぶ—（中林一樹：明治大学） 都心の高齢者の問題点（青木正美：青木クリニック院長） 5月23日⑦『応急仮設住宅と災害公営住宅の連携』と『非常災害時における超法規的措置』のそれぞれの法制度上の課題について（佐々木晶二：元内閣府・元国交省） 9月12日⑧災害復興のマンション法制～現状と課題～（戎 正晴：弁護士・明治学院大学法科大学院） 事例を通してみた再建の現状と課題～事業者の観点～（大木祐悟：旭化成不動産レジデンス） 事例を通してみた再建の現状と課題～コンサルタント・合意形成の観点～（樋口繁樹：ラプロス代表） 11月21日⑨首都直下地震における首都中枢機能の継続のBCPと経済の早期復興（丸谷浩明：東北大学） 2020年 3月14日⑩首都直下地震の復興を考える研究会・総括討論会（新型コロナ流行により中止）</p> |

【活動成果】 この研究活動で得られた成果を記入してください。

- ・「被災者復興」として、被災者の復興プロセスを確保し、被災者に笑顔を取り戻す復興の進め方にする主要課題とその基本的な方向を共有できた。
- ・「被災地復興」について、人口減少時代に対応する木造密集市街地の市街地整備の考え方を共有した。

これまでに10回の研究会を計画してきたが、最終回に予定した「総括討論会」は新型コロナ蔓延化のため、年度内開催を見送ることとなった。また、第4回研究会は、参加者少数のためインターネット上の開催を図ったが、残念ながら積極的な意見の交換はできなかった。

研究会の開催記録は、別紙（資料1）のとおりである。また、各研究会の報告と討論の速記録は、報告時のパワーポイントを織り込んで、復興学会のホームページ上にて見ることができる。

9回の研究会では、当初に設定した「首都直下地震からの首都復興の課題」a～j（h. 海外の復興事例を除き）を踏まえ、報告および討論を通して議論してきた。その対応は、以下である。

研究会①：f、g、j ②：d、e、f ③：a、c、j ④：b、c、d ⑤：a、c ⑥：c、g、i
⑦a、c、e、f ⑧：c、e ⑨：a、b となる。

災害復興は、その主体と対象から「被災者復興」と「被災地復興」に区分できる。それぞれに最適な復興を実現するために、法制度の事前準備、主体性（当事者意識）の醸成、そして事前復興の取り組みを進めておくことの必要性が論じられてきた。9回の研究会を通して、主要な復興課題として、とくに行政と経済の中核機能をもつ首都という「被災地復興」よりも、全ての災害からの復興に共通するがゆえに最も基本課題となる、いかに全ての災害で被災した個人や企業など被災者が個々に設定する望ましい復興目標を目指して取り組む「被災者復興」について、住まいを含む生活復興プロセスのあり方、その復興手続き、そのための法制度の課題などが、継続的に討論されてきた。

一方、被害が集中した被災地をより安全で快適かつ合理的な地域に改善する「被災地復興」については、十分な議論ができなかったものの、糸魚川大火からの復興で取り組まれた人口減少している被災地で、被災者の敷地を縮小（減歩）することなく進めた市街地復興のあり方をもとに、首都圏といえども人口減少時代の市街地の復興として学んでおくべき取り組み利なんや課題を整理することができた。

2. 本助成により実施された研究活動に関して補足説明することがあれば記入してください。

（例：実施した研究活動の社会的意義、独自性及び改善点、今後の活動予定等）

最終回は、これまでの研究会での議論を整理しつつ、「首都直下地震からの望ましい復興を展開するための課題の体系化」を展望し、公開で「望ましい復興のために検討し準備しておくべき課題とその方向性」について、多様な視点や分野からの提起をしていく形の『総括討論会』として進めていきたいと企画したが、延期となった。事業年度は終了したが、この研究会の成果をとりまとめる機会を得たいと思っている。

<補足資料>

別紙資料①「首都圏直下地震研究会開催一覧」

別紙資料② 全8回の研究会の速記録（本学会HPに掲載：第4回と第10回（最終回）を除く）